

# らの応援をお待ちしています //

## 本庁舎等整備プロジェクト

～新しい世田谷区役所・区民会館等の整備のために

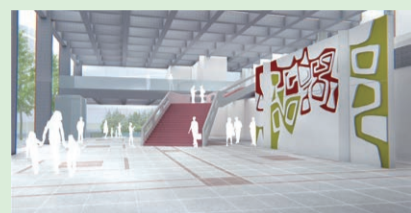
築後60年以上が経過した世田谷区役所本庁舎及び世田谷区民会館を改築・改修しています（9年度竣工予定）。

様々な立場の人が快適で使いやすい施設とするための整備費用等に幅広く活用します。



あらゆる危機に立ち向かい、皆さんを支えたい

100年の安心を



◀ 寄附へのお礼として、区民会館エントランスホール（左図）のレリーフ裏の銘板への氏名掲出や、工事現場見学ツアーをご希望いただけます（区民の方もお選びいただけます）



新区民会館ホールの座席の生地を使用したトートバッグ（区外の方限定のお礼の品）▶

区庁舎管理担当課 ☎5432-2088 FAX5432-3006

## 文化振興基金～文化・芸術の振興のために

- 区民団体が実施する、まちの賑わいや魅力づくりを目的とした文化・芸術事業への助成
- 区内アーティスト及び文化・芸術活動団体への発表の機会と場の提供等の支援
- 区民が文化・芸術に親しめる機会の創出

世田谷美術館収蔵作品シートセット「SETABI COLLECTION」（区外の方限定のお礼の品）▶



区文化・国際課 ☎6304-3427 FAX6304-3710

## スポーツ推進基金

～スポーツ推進のために

- 誰もが使いやすいスポーツ施設の整備
- パラスポーツをはじめとするスポーツ・レクリエーション活動への支援



区スポーツ推進課 ☎5432-2742 FAX5432-3080

## みどりのトラスト基金

～みどりを守り、増やすために

区の面積の3分の1をみどりにし、住宅都市世田谷のみどりの豊かさや潤いを実感できるよう取り組んでいます。

- 公園緑地の整備等
- 区民と事業者による緑化活動の推進
- 羽根木公園の梅林管理



世田谷みどり33

区みどり政策課 ☎6432-7902 FAX6432-7989

## 災害対策基金～災害対策のために

地震や台風、甚大化する自然災害の発生に備えて基金に積み立て、災害時の円滑な応急対策や復旧のために活用します。もしものときに備え、災害に強く、復元力を持つまちをめざします。

区災害対策課 ☎5432-2262 FAX5432-3014



▲ 世田谷区防災キャラクター「じじよすけ」

## 新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金

～新型コロナウイルス対策のために

- 区が行う新型コロナウイルス感染症対策

区経営改革・官民連携担当課 ☎5432-2190 FAX5432-3047



## 区政全般のために

特定の取組みに限定せず、区政運営全般に活用します。

区総務課 ☎5432-2062 FAX5432-3000

## 地域保健福祉等推進基金

～福祉や市民活動のために

誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりのために活用します。

- ① 高齢者、障害者に関わる施設・団体の車いすや福祉車両等の購入・取組みへの助成など
- ② 区の保健福祉施設の建設または大規模な改修
- ③ 地域の課題解決等のためNPO等と区が協働して実施する事業（提案型協働事業）への助成

区①②保健福祉政策課 ☎5432-2292 FAX5432-3017  
区③市民活動推進課 ☎6304-3174 FAX6304-3597



## 第二のふるさと川場村へも、ふるさと納税

区民の「第二のふるさと」群馬県川場村（区民健康村があります）でも、ふるさと納税を募集しています。

世田谷区・川場村縁組協定40周年

### 選べる使い道

- ほとかの里基金  
景観や自然保護など地域振興に活用
- 川場村役場新庁舎、むらの学習館、交流ホール建設応援プロジェクト  
世田谷区との交流事業をはじめ、産学官連携・農福連携など各種交流事業の拠点となる「交流ホール」等を整備

川場村マスコット「かわたん」▶



詳しくはこちら（川場村ホームページ）▶

## ふるさと納税をしていただいた方へのお礼について

区にふるさと納税をしてくださった方には、障害者施設の自主生産品や世田谷みやげ等のお礼の品をお贈りしています。

ただし、国の制度上、自治体は自区域内の住民へは返礼品をお贈りすることができません。そのため、世田谷区民の方はお礼の品をお選びいただけないこととなっています。

下北沢駅前広場プロジェクトや本庁舎等整備プロジェクトへの寄附では、銘板への名入れ等、区民の方がお選びいただけるものもあります。

お礼の品の充実を図り、世田谷の魅力発信による区外からの寄附金の増加をめざします



## あなたの財産を未来につなげるために「遺贈」という選択肢があります

遺言による区への寄附（遺贈）をお考えの方は、お問い合わせください。

